○大隅肝属広域事務組合職員の職の設置に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第6号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の職の設置に関する規則(平成12年規則第5号)の全部を改正する。

改正

令和4年3月29日規則第5号

大隅肝属広域事務組合職員の職の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の職の設置については、法令その他に定めがあるものを除くほか、この規則 の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において職員とは、大隅肝属広域事務組合職員定数条例(平成21年大隅 肝属広域事務組合条例第11号)第2条に定める事務局に勤務する職員をいう。

(職員の職)

- 第3条 職員の職は、役付職員の職と一般職員の職とする。
- 2 役付職員の職として、別表第1に掲げる職を置く。
- 3 一般職員の職として、別表第2に掲げる職を置く。

(雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

役付職員の職

事務局長

課長、課長補佐

主幹、係長

主查、主任主事

## 別表第2 (第3条関係)

一般職員の職

主事、技師

主事補、技師補